

7 長監査第 2 1 7 0 号

令和 7 年 8 月 5 日

長久手市長 佐藤有美 様

長久手市監査委員 神谷保宏

長久手市監査委員 岡崎つよし

令和 6 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 2 2 条第 1 項の規定により審査に付された、令和 6 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率を審査した結果、次のとおり意見を提出します。

令和 6 年度決算に基づく
健全化判断比率及び資金不足比率
審 査 意 見 書

長久手市監査委員

令和6年度決算に基づく健全化判断比率審査意見

1 審査の概要

この審査は、市長から提出された令和6年度決算に基づく健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施しました。

2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記の健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されていたものと認められました。

記

健全化判断比率	令和6年度	令和5年度	早期健全化基準
ア 実質赤字比率	—	—	12.84%
イ 連結実質赤字比率	—	—	17.84%
ウ 実質公債費比率	2.7%	1.7%	25.0%
エ 将来負担比率	—	—	350.0%

※ 実質赤字比率・連結実質赤字比率の「—」表示は、実質的な赤字額が発生していないことを表しています。

※ 将来負担比率の「—」表示は、実質的な将来負担が発生していないことを表しています。

(2) 個別意見

ア 実質赤字比率について

実質赤字額が発生しておらず、実質赤字比率は算定されないため、表示できません。

イ 連結実質赤字比率について

連結実質赤字額が発生しておらず、連結実質赤字比率は算定されないため、表示できません。

ウ 実質公債費比率について

実質公債費比率は2.7%となっており、早期健全化基準の25.0%と比較すると、これを大きく下回り良好な水準を示しています。

エ 将来負担比率について

将来負担比率は基金等充当可能な財源が将来負担額を上回っており、実質的な将来負担が発生していないため、表示できません。

3 是正改善を要する事項

指摘すべき事項は、特にありません。

令和6年度決算に基づく資金不足比率審査意見

1 審査の概要

この審査は、市長から提出された令和6年度決算に基づく資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施しました。

2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されていたものと認められました。

記

下水道事業会計

比率名	令和6年度	令和5年度	経営健全化基準
資金不足比率	—	—	20.0%

※ 「—」の表示は、資金不足が発生していないことを示しています。

(2) 個別意見

下水道事業会計

資金不足額が発生しておらず、資金不足比率は算定されないため、表示できません。

3 是正改善を要する事項

指摘すべき事項は、特にありません。